

## 資料 6

令和 6 年 11 月 22 日  
高齢施策担当部介護保険課

## 指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、下記のとおり指定する。

## 記

## 1 参考（法人変更に伴う指定について）

## (1) 地域密着型通所介護

| 事業所名および所在地                                  | 運営法人           | 指定年月日           | 利用定員 | 備考   |
|---|----------------|-----------------|------|------|
| リ：エイト<br>東京都練馬区関町北二丁目 13 番 10 号<br>岩倉ビル 1 階 | 株式会社<br>サネクション | 令和 6 年 11 月 1 日 | 10 人 | 法人変更 |

## (2) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

| 事業所名および所在地                       | 運営法人                     | 指定年月日           | 利用定員 | 備考   |
|----------------------------------|--------------------------|-----------------|------|------|
| 花物語ねりま北<br>東京都練馬区北町三丁目 3 番 24 号  | 株式会社<br>日本アメニティ<br>ライフ協会 | 令和 6 年 12 月 1 日 | 18 人 | 法人変更 |
| 花物語ねりま北新館<br>東京都練馬区北町三丁目 7 番 1 号 | 株式会社<br>日本アメニティ<br>ライフ協会 | 令和 6 年 12 月 1 日 | 27 人 |      |